

【九州地方知事会提案・要望書(平成18年6月)抜粋】

1. 地方分権の推進について

地方分権の推進は、地域の特性に応じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで不可欠であり、その着実な実施を図ることが必要です。

昨年末の税制改正大綱や地方財政対策及び政府予算案において、小泉内閣が進める「国から地方へ」の改革の具体化が図られたことは、今後の地方分権を進める上で一定の前進でありました。しかしながら、国庫補助負担金改革では、真の地方分権の理念に沿わない補助率の引き下げや交付金化など課題が多く含まれていました。

こうした平成18年度までの「三位一体の改革」は、地方分権の今後の展望を拓くための第一段階であり、平成19年度以降も更なる改革を進めるべきであります。

については、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

- (1) 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を縮小し、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分に向けて、抜本的な改革を行うこと。

国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を明確化し、負担の原則を確立した上で、地方の自由度の拡大に資する改革を進めていくこと。

- (2) 地方交付税については、「国・地方を通じたプライマリーバランスを改善するため、地方交付税を削減すべき」等の意見があるが、そもそも、地方交付税は、地域社会の存立基盤を維持し、国が定めた一定水準の行政サービスを国民が全国どこで生活しても享受できるようにするための資源の再配分を地方公共団体の共有財源で行うものであり、国・地方を通じたプライマリーバランスを改善するには、まず地方公共団体に対する国の関与や義務づけの見直しから行うべきであり、地方交付税制度の本質論を無視した地方交付税の削減論は行うべきではないこと。また、平成19年度以降の本格的な税源移譲実施後も、地方の安定的な財政運営に必要な総額を確保するとともに、交付税の財源調整機能と財源保障機能を堅持すること。さらに、交付税の算定方式を透明化し、国による政策誘導的な部分を小さくして、地方の自主性を高め、より地方の自主性が発揮

できるような制度に改革すること。

(3) 地方公共団体がより一層、自主的・自立的な行政運営を確保できるよう、地方公共団体又は地方公共団体の連合組織が、法令等の制定・改廃等について、地方自治の本旨及び地方分権の基本理念に即して意見を申し出、地方の意見を反映させる制度を確立すること。

(4) 「住民に身近な行政は、できるだけ住民に身近な団体が処理する」という補完性の原理の考え方にに基づき、国と地方公共団体の役割分担を更に明確にし、地方公共団体への権限移譲、様々な形での関与の廃止・縮減等の見直しを一層推進すること。

また、権限移譲や法律で新たに地方公共団体に事務を義務付ける場合には、あらかじめ地方の意見を聞くとともに、所要の財政措置を講ずること。

さらに、第28次地方制度調査会の答申を踏まえ、道州制導入の検討を進め、その際には国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地域における行政は地方が自主的かつ総合的に担うという視点から、地方公共団体の条例制定権の拡充・強化、自主性自立性の高い税財政制度の構築等の課題について、地方と一体となって具体的に検討すること。

(5) 真の地方分権を目指して平成19年度以降の第2期改革を確実に軌道に乗せるため、改革の推進計画及び「国と地方の協議の場」の制度化など、改革の推進に必要な体制整備のための新たな法律を制定すること。